

## 役員等の費用弁償等に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人銚田市シルバー人材センターの役員等の旅費規程を適用しない場合における職務に係る費用の弁償について必要な事項を定める。

### (役員等の範囲)

第2条 役員等とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 定款第22条第1項に定める理事及び監事
- (2) 定款第39条第1項に定める顧問
- (3) その他理事長が必要と認めた者

### (費 用)

第3条 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (支給の範囲及び額)

第4条 費用の弁償等を支給する会議、研修会等の範囲及び額は、つぎの通りとする。

- (1) 関係機関等の会議、研修会等役員に対する費用弁償 2,000円
- (2) 理事及び会員で構成する部会、委員会等 2,000円
- (3) 会員がセンターの業務のために参加する会議等で、  
理事長が必要と認めた場合 2,000円

2 手数料等については、実費とする。

### (費用弁償額の算定基準)

第5条 同一日に2以上の会議等に出席した場合は重複して支給しない。

### (適用除外)

第6条 役員のうち常勤の役員及び銚田市の議会議員、銚田市の常勤特別職並びに一般職の身分を有するものについては、第4条の規程は、適用しない。

### (委 任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の施行にともない、社団法人銚田市シルバー人材センター役員等の費用弁償及び旅費に関する規程は廃止する。